

ビフェントリンに係る食品規格（食品中の農薬の残留基準）の設定に対して寄せられたコメントについて

- (1) 「食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部改正（食品中の農薬ビフェントリンの残留基準設定）」に関する意見の募集に対して寄せられたコメント

1. 募集期間

平成19年9月20日～平成19年10月19日

2. 現在までに寄せられた意見数

1件

- (2) WTO 通報（衛生植物検疫措置の適用に関する協定（SPS 協定）に基づく通報）に対して寄せられたコメント

1. 募集期間

平成19年9月17日～平成19年11月15日

2. 現在までに寄せられた意見数

なし

番号	ご意見・情報の概要	回答(案)
1	<p>この度の「食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部改正（食品中の農薬（ピフェントリン）の残留基準設定）」に関し、下記の点につきまして、コメントを送付させていただきます。</p> <p>今回の改正案ではパパイヤ、マンゴーについて現行の基準が削除され、改正後はいわゆる一律基準が適用されることとなっています。</p> <p>これら果実については、EU等で新たな基準が設定されております。つきましては、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」（平成16年2月5日付け食安発第0205001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）に基づく基準設定の要請を行いますので、御検討願います。</p>	<p>「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」（平成16年2月5日付け食安発第0205001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）に基づき平成19年10月19日付けで要請のあった内容について、提出された資料を精査し、薬事・食品衛生審議会で審議した結果、EUの残留基準値を参考に</p> <p>    パパイヤ 0.5ppm     マンゴー 0.3ppm</p> <p>と基準値を設定することとします。</p>